

八王子市社会福祉審議会 児童福祉専門分科会
計画策定部会

平成30年度 第2回会議 次第

平成30年7月23日（月）

午前9時30分～10時15分

805会議室

1 開 会

2 議 題

第4次子ども育成計画策定に係るアンケート調査について

3 その他

計画の記載事項について

4 閉 会

八王子市社会福祉審議会 児童福祉専門分科会
計画策定部会
平成30年度第2回会議 配付資料

(平成30年7月23日)

- 調査票の構成について 資料1
- 保護者用調査票たたき台 資料2
- 児童・生徒用調査票たたき台 資料3
- 指針等により示されている計画の記載事項 資料4

調査票の構成について

1 子ども育成計画の概要

子ども 育成 計画	個別計画の名称	根拠法令等
	市町村行動計画	次世代育成支援対策推進法
	市町村子ども・子育て支援事業計画	子ども・子育て支援法
	母子保健計画	厚労省通知「母子保健計画について」
	自立促進計画	母子及び父子並びに寡婦福祉法
	(市町村子ども・若者計画)	子ども・若者育成支援推進法

2 平成25年度アンケート調査票の構成

質問数は個人の最大回答数。サブクエスチョンを含む。

①就学前児童の保護者向け調査票

質問を活用する個別計画名称	頁数	質問数
市町村子ども・子育て支援事業計画	20	123
市町村行動計画	4	18
母子保健計画		
計	24	141

②ひとり親向け調査票

質問を活用する個別計画名称	頁数	質問数
自立促進計画	6	63

③小・中学生向け調査票

質問を活用する個別計画名称	頁数	質問数
市町村行動計画	10	37

3 平成30年度アンケート調査票の構成

①保護者向け調査票（就学前児童の保護者・ひとり親共通）

頁数及び質問数は、めやすです。

質問を活用する個別計画名称	頁数	質問数
市町村子ども・子育て支援事業計画	15	40
市町村行動計画	5	20
母子保健計画 (市町村子ども・若者計画)		
自立促進計画	4	40
計	24	100

②小・中学生向け調査票

質問を活用する個別計画名称	頁数	質問数
市町村行動計画	10	37

調査票

お住まいの地域についてうかがいます。

まずこちらからお答えください。

問1 お住まいの町の番号1つに○をつけてください。(町名五十音順)

1 暁町1丁目	41 川町	81 田町	121 並木町	161 南大沢4丁目
2 暁町2丁目	42 川口町	82 台町1丁目	122 榎原町	162 南大沢5丁目
3 暁町3丁目	43 北野町	83 台町2丁目	123 南陽台1丁目	163 南新町
4 旭町	44 北野台1丁目	84 台町3丁目	124 南陽台2丁目	164 みなみ野1丁目
5 東町	45 北野台2丁目	85 台町4丁目	125 南陽台3丁目	165 みなみ野2丁目
6 石川町	46 北野台3丁目	86 平町	126 西浅川町	166 みなみ野3丁目
7 泉町	47 北野台4丁目	87 大楽寺町	127 西片倉1丁目	167 みなみ野4丁目
8 犬目町	48 北野台5丁目	88 高尾町	128 西片倉2丁目	168 みなみ野5丁目
9 上野町	49 絹ヶ丘1丁目	89 高倉町	129 西片倉3丁目	169 みなみ野6丁目
10 打越町	50 絹ヶ丘2丁目	90 高月町	130 西寺方町	170 宮下町
11 宇津木町	51 絹ヶ丘3丁目	91 滝山町1丁目	131 式分方町	171 美山町
12 宇津貴町	52 清川町	92 滝山町2丁目	132 狭間町	172 明神町1丁目
13 梅坪町	53 栲田町	93 館町	133 八幡町	173 明神町2丁目
14 裏高尾町	54 久保山町1丁目	94 丹木町1丁目	134 初沢町	174 明神町3丁目
15 追分町	55 久保山町2丁目	95 丹木町2丁目	135 東浅川町	175 明神町4丁目
16 大塚	56 越野	96 丹木町3丁目	136 東中野	176 めじろ台1丁目
17 大船町	57 小比企町	97 寺町	137 兵衛1丁目	177 めじろ台2丁目
18 大谷町	58 小宮町	98 寺田町	138 兵衛2丁目	178 めじろ台3丁目
19 大横町	59 子安町1丁目	99 天神町	139 日吉町	179 めじろ台4丁目
20 大和田町1丁目	60 子安町2丁目	100 廿里町	140 平岡町	180 元八王子町1丁目
21 大和田町2丁目	61 子安町3丁目	101 戸吹町	141 富士見町	181 元八王子町2丁目
22 大和田町3丁目	62 子安町4丁目	102 中町	142 別所1丁目	182 元八王子町3丁目
23 大和田町4丁目	63 左入町	103 長沼町	143 別所2丁目	183 元本郷町1丁目
24 大和田町5丁目	64 散田町1丁目	104 中野町	144 堀之内	184 元本郷町2丁目
25 大和田町6丁目	65 散田町2丁目	105 中野上町1丁目	145 堀之内2丁目	185 元本郷町3丁目
26 大和田町7丁目	66 散田町3丁目	106 中野上町2丁目	146 堀之内3丁目	186 元本郷町4丁目
27 小門町	67 散田町4丁目	107 中野上町3丁目	147 本町	187 元横山町1丁目
28 尾崎町	68 散田町5丁目	108 中野上町4丁目	148 本郷町	188 元横山町2丁目
29 小津町	69 下恩方町	109 中野上町5丁目	149 松が谷	189 元横山町3丁目
30 鹿島	70 下柚木	110 中野山王1丁目	150 松木	190 八木町
31 加住町1丁目	71 下柚木2丁目	111 中野山王2丁目	151 丸山町	191 谷野町
32 加住町2丁目	72 下柚木3丁目	112 中野山王3丁目	152 三崎町	192 山田町
33 片倉町	73 城山手1丁目	113 長房町	153 みつい台1丁目	193 鑓水
34 叶谷町	74 城山手2丁目	114 中山	154 みつい台2丁目	194 鑓水2丁目
35 上巻分方町	75 新町	115 七国1丁目	155 緑町	195 八日町
36 上恩方町	76 諏訪町	116 七国2丁目	156 南町	196 横川町
37 上川町	77 千人町1丁目	117 七国3丁目	157 南浅川町	197 横山町
38 上柚木	78 千人町2丁目	118 七国4丁目	158 南大沢1丁目	198 四谷町
39 上柚木2丁目	79 千人町3丁目	119 七国5丁目	159 南大沢2丁目	199 万町
40 上柚木3丁目	80 千人町4丁目	120 七国6丁目	160 南大沢3丁目	

宛名のお子さんの保護者の就労状況についてうかがいます。

これ以降の質問で、時間や時刻を回答する際は、**30分未満は切り下げ、30分以上は切り上げてご記入ください。**

(例) 時間：4時間29分⇒4時間 4時間30分⇒5時間

(例) 時刻：18時29分⇒18時 18時30分⇒19時

問12 宛名のお子さんの保護者の現在の就労状況（自営業、家族従事者含む）をうかがいます。

(1) 母親 【父子家庭の場合は記入は不要です】 当てはまる番号1つに○をつけてください。

- | | |
|--|----------|
| 1. フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）で就労しており、
産休・育休・介護休業中ではない | } ⇒ (1)へ |
| 2. フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）で就労しているが、
産休・育休・介護休業中である | |
| 3. パート・アルバイト等（「フルタイム」以外の就労）で就労しており、
産休・育休・介護休業中ではない | |
| 4. パート・アルバイト等（「フルタイム」以外の就労）で就労しているが、
産休・育休・介護休業中である | |
| 5. 以前は就労していたが、現在は就労していない | } ⇒ (2)へ |
| 6. これまで就労したことがない | |

(2) 父親 【母子家庭の場合は記入は不要です】 当てはまる番号1つに○をつけてください。

- | | |
|---|------------|
| 1. フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）で就労しており、
育休・介護休業中ではない | } ⇒ (2)-1へ |
| 2. フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）で就労しているが、
育休・介護休業中である | |
| 3. パート・アルバイト等（「フルタイム」以外の就労）で就労しており、
育休・介護休業中ではない | |
| 4. パート・アルバイト等（「フルタイム」以外の就労）で就労しているが、
育休・介護休業中である | |
| 5. 以前は就労していたが、現在は就労していない | } ⇒ 問14へ |
| 6. これまで就労したことがない | |

**問13 問12の(1)または(2)で「3.4.」（パート・アルバイト等で就労している）に○をつけた方に
うかがいます。該当しない方は、問14へお進みください。**

今後の就労についてどういう希望をお持ちですか。当てはまる番号1つに○をつけてください。

(1) 母親

- | |
|---|
| 1. フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）への転換希望があり、実現できる見込みがある |
| 2. フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）への転換希望はあるが、実現できる見込みはない |
| 3. パート・アルバイト等（「フルタイム」以外）の就労を続けることを希望 |
| 4. パート・アルバイト等（「フルタイム」以外）をやめて子育てや家事に専念したい |

(2) 父親

- | |
|---|
| 1. フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）への転換希望があり、実現できる見込みがある |
| 2. フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）への転換希望はあるが、実現できる見込みはない |
| 3. パート・アルバイト等（「フルタイム」以外）の就労を続けることを希望 |
| 4. パート・アルバイト等（「フルタイム」以外）をやめて子育てや家事に専念したい |

問 14 問 12 の (1) または (2) で「5. 以前は就労していたが、現在は就労していない」または「6. これまで就労したことがない」に○をつけた方にうかがいます。該当しない方は、問 15 へお進みください。就労したいという希望はありますか。当てはまる番号・記号それぞれ1つに○をつけ、該当する□内には数字をご記入ください（数字は一桁に一字）。

(1) 母親

1. 子育てや家事などに専念したい（就労の予定はない）

2. 1 年より先、一番下の子どもが □ □ 歳になったところに就労したい

3. すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい

→希望する就労形態

ア. フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）
イ. パートタイム、アルバイト等（「ア」以外）

→1週当たり □ 日 1日当たり □ □ 時間

(2) 父親

1. 子育てや家事などに専念したい（就労の予定はない）

2. 1 年より先、一番下の子どもが □ □ 歳になったところに就労したい

3. すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい

→希望する就労形態

ア. フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）
イ. パートタイム、アルバイト等（「ア」以外）

→1週当たり □ 日 1日当たり □ □ 時間

宛名のお子さんの平日の定期的な教育・保育事業の 利用状況についてうかがいます。

※ここでいう「定期的な教育・保育事業」とは、月単位で定期的に利用している事業を指します。具体的には、幼稚園や保育園など、問 15-1 に示した事業が含まれます。

問 15 宛名のお子さんは現在、幼稚園や保育園などの「定期的な教育・保育の事業」を利用されていますか。当てはまる番号 1 つに○をつけてください。

- | | |
|----------------------|-----------------------|
| 1. 利用している ⇒ 問 15-1 へ | 2. 利用していない ⇒ 問 15-5 へ |
|----------------------|-----------------------|

問 15-1 問 15-1～問 15-4 は、問 15 で「1. 利用している」に○をつけた方にうかがいます。

宛名のお子さんは、平日どのような教育・保育の事業を利用していますか。年間を通じて「定期的に」利用している事業をお答えください。当てはまる番号すべてに○をつけてください。

<p>1. 幼稚園 (通常の就園時間の利用)</p>	<p>2. 幼稚園の預かり保育 (通常の就園時間を延長して預かる事業のうち定期的な利用のみ)</p>
<p>3. 保育園 (国が定める最低基準に適合した施設で都道府県等の認可を受けた定員20人以上のもの)</p>	<p>4. 認定こども園 (幼稚園と長時間保育を一体的に提供する機能を持つ、都道府県知事が認定した施設)</p>
<p>5. 認証保育所 (東京都が定めた基準を満たした13時間開所の保育施設)</p>	<p>6. 定期利用保育事業 (保育園の一時保育室を活用し、短時間就労等に継続対応する保育事業)</p>
<p>7. 家庭福祉員(保育ママ) (市から認定を受けた保育ママが、自宅等の家庭的雰囲気の中で0歳～2歳までの児童を保育する事業)</p>	<p>8. 事業所内保育施設 (事業所や病院等において、主に従業員用に運営する保育施設)</p>
<p>9. その他の認可外の保育施設 (1～8にあてはまらない、いわゆるベビーホテルなど)</p>	<p>10. ベビーシッター (親が留守の間、子どもの世話をする人)</p>
<p>11. ファミリー・サポート・センター (地域住民が子どもを預かる事業)</p>	<p>12. その他 ()</p>

問 15-2 平日に定期的に利用している教育・保育の事業について、どのくらい利用していますか。また、希望としてはどのくらい利用したいですか。1週当たり何日、1日当たり何時間(何時から何時まで)かを、□内に具体的な数字でご記入ください(数字は一枠に一字)。時間は、09時～18時のように24時間制でご記入ください。

(1) 現在

1週当たり	<input type="text"/> 日	1日当たり	<input type="text"/> <input type="text"/> 時間	(<input type="text"/> <input type="text"/> 時～	<input type="text"/> <input type="text"/> 時)
-------	------------------------	-------	--	---	--	--

(2) 希望

1週当たり	<input type="text"/> 日	1日当たり	<input type="text"/> <input type="text"/> 時間	(<input type="text"/> <input type="text"/> 時～	<input type="text"/> <input type="text"/> 時)
-------	------------------------	-------	--	---	--	--

問 15-3 現在、利用している教育・保育事業の実施場所についてうかがいます。「1.」「2.」のいずれかに○をつけてください。

1. 八王子市内	2. 他の市区町村
----------	-----------

問 15-4 平日に定期的に教育・保育の事業を利用されている理由についてうかがいます。主な理由として当てはまる番号すべてに○をつけてください。

1. 子どもの教育や発達のため
2. 子育て(教育を含む)をしている方が現在就労している
3. 子育て(教育を含む)をしている方が就労予定である/求職中である
4. 子育て(教育を含む)をしている方が家族・親族などを介護している
5. 子育て(教育を含む)をしている方が病気や障害がある
6. 子育て(教育を含む)をしている方が学生である
7. その他 ()

問 16 すべての方にかがいます。現在、利用している、利用していないにかかわらず、宛名のお子さんの
平日の教育・保育の事業として、「定期的に」利用したいと考える事業をお答えください。当てはまる
番号すべてに○をつけてください。なお、これらの事業の利用には、一定の利用者負担が発生します。
保育園の場合、世帯収入に応じた利用料が設定されています。

1. 幼稚園

(保育料は、月額24,000円程度で、
入園料等が必要です。世帯の収入により、
補助金が交付されます。)

2. 幼稚園の預かり保育

(各園により設定料金が異なります)

3. 保育園

(保育料は、世帯の収入で決まります。
月額制で3歳未満52,500円、
3歳以上28,200円が最高額です。)

4. 認定こども園

(保育料は、年齢・利用時間等により
異なりますが、0歳児の場合月額
40,000円から58,800円程度で、
市から15,000円の助成があります。)

5. 小規模な保育施設

(国が定める最低基準に適合した施設で
市町村の認可を受けた定員概ね6～19
人のもの。国から基準額が示された後に、
保育料が設定されます。現在未設定です。)

6. 認証保育所

(保育料は、年齢・利用時間等により
異なりますが、月160時間の利用で
月額50,000円程度です。
市から15,000円の助成があります。)

7. 定期利用保育事業

(保育料は、利用時間・施設により異なり
ますが、月額15,400円から43,800円です。)

8. 家庭福祉員(保育ママ)

(保育料月額29,500円、給食代10,000円
で、市から10,000円の助成があります。)

9. 事業所内保育施設

(各施設により、設定料金が異なります。)

10. その他の認可外の保育施設

(各施設により、設定料金が異なります。)

11. 居宅訪問型保育

(ベビーシッターのような保育者が子ども
の家庭で保育する事業。各事業者により、
設定料金が異なります。)

12. ファミリー・サポート・センター

(1時間あたり700円から900円です。)

※金額は目安です。

宛名のお子さんの地域の子育て支援事業の利用状況 についてうかがいます。

問17 宛名のお子さんは、現在、親子が集まって過ごしたり、相談をしたり、情報提供を受けたりする場で、「親子つどいの広場」「親子ふれあい広場」等と呼ばれている事業を利用していますか。次の中から、利用されているものの番号すべてに○をつけてください。また、おおよその利用回数（頻度）を□内に数字でご記入ください（数字は一桁に一字）。

1. 親子つどいの広場、親子ふれあい広場

1週当たり □回 もしくは 1ヶ月当たり □□回程度

2. 保育園の子育てひろば、児童館の子育てひろば

1週当たり □回 もしくは 1ヶ月当たり □□回程度

3. 利用していない

問18 問17のような事業について、今は利用していないが、できれば今後利用したい、あるいは、利用日数を増やしたいと思いませんか。当てはまる番号一つに○をつけて、おおよその利用回数（頻度）を□内に数字でご記入ください（数字は一桁に一字）。（事業の利用料金は、基本的に無料です。）

1. 利用していないが、今後利用したい

1週当たり □回 もしくは 1ヶ月当たり □□回程度

2. すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい

1週当たり 更に □回 もしくは 1ヶ月当たり 更に □□回程度

3. 新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない

**宛名のお子さんの土曜・休日や長期休暇中の
「定期的」な教育・保育事業の利用希望についてうかがいます。**

問 20 宛名のお子さんについて、土曜日と日曜日・祝日に、定期的な教育・保育の事業の利用希望はありますか（一時的な利用は除きます）。当てはまる番号 1つに○ をつけ、希望がある場合は、利用したい時間帯を、09時～18時のように24時間制でご記入ください（数字は一桁に一字）。現在利用している方もご記入ください。なお、これらの事業の利用には、一定の利用者負担が発生します。

※保育・教育事業とは、幼稚園、保育園、認可外保育施設などの事業を指しますが、親族・知人による預かりは含みません。

(1) 土曜日

1. 利用する必要はない 2. ほぼ毎週利用したい 3. 月に1～2回は利用したい	} ⇒	利用したい時間帯 □ □ 時から □ □ 時まで
---	-----	-----------------------------

(2) 日曜・祝日

1. 利用する必要はない 2. ほぼ毎週利用したい 3. 月に1～2回は利用したい	} ⇒	利用したい時間帯 □ □ 時から □ □ 時まで
---	-----	-----------------------------

問 21 「幼稚園」を利用されている方にうかがいます。

宛名のお子さんについて、夏休み・冬休みなど長期の休暇期間中の教育・保育の事業の利用を希望しますか。当てはまる番号 1つに○ をつけ、希望がある場合は、利用したい時間帯を、09時～18時のように24時間制でご記入ください（数字は一桁に一字）。なお、これらの事業の利用には、一定の利用者負担が発生します。

1. 利用する必要はない 2. 休みの期間中、ほぼ毎日利用したい 3. 休みの期間中、週に数日利用したい	} ⇒	利用したい時間帯 □ □ 時から □ □ 時まで
--	-----	-----------------------------

**宛名のお子さんが平成 20 年 4 月 1 日以前生まれである方に、
小学校就学後の放課後の過ごし方についてうかがいます。**

⇒ 上記以外の方は、問 30 へ

問 26 宛名のお子さんについて、小学校低学年（1～3年生）のうちは、放課後（平日の小学校終了後）の時間をどのような場所で過ごさせたいと思いますか。当てはまる番号すべてに○をつけ、それぞれ希望する週当たり日数を数字でご記入ください。また、「学童保育所」の場合には、利用を希望する時間も□内に数字でご記入ください。時間は必ず（例）18時 のように24時間制でご記入ください（数字は一桁に一字）。

「学童保育所」… 保護者が就労等により昼間家庭にいない場合などに、指導員の下、子どもの生活の場を提供するものです。事業の利用にあたっては、一定の利用料がかかります。

1. 自宅	週	<input type="checkbox"/>	日くらい
2. 祖父母宅や友人・知人宅	週	<input type="checkbox"/>	日くらい
3. 習い事 (ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など)	週	<input type="checkbox"/>	日くらい
4. 児童館 ※1	週	<input type="checkbox"/>	日くらい
5. 放課後子ども教室 ※2	週	<input type="checkbox"/>	日くらい
6. 学童保育所	週	<input type="checkbox"/>	日くらい
		→	下校時から <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 時まで
7. ファミリー・サポート・センター	週	<input type="checkbox"/>	日くらい
8. その他（公民館、公園など）	週	<input type="checkbox"/>	日くらい

※1 児童館と併設の学童保育所を利用したい場合は「6.」に回答

※2 「放課後子ども教室」… 地域の方々の協力を得て、放課後や週末に小学校で学習・スポーツ・文化芸術活動などを体験する取組です。保護者の就労の有無に関わらず利用できます。

問 27 宛名のお子さんについて、小学校高学年（4～6年生）になったら、放課後（平日の小学校終了後）の時間をどのような場所で過ごさせたいと思いますか。当てはまる番号すべてに○をつけ、それぞれの週当たり日数を数字でご記入ください。また、「学童保育所」の場合には利用を希望する時間も□内に数字でご記入ください。時間は、必ず（例）18時 のように24時間制でご記入ください（数字は一桁に一字）。

※だいたい先のことになりますが、現在お持ちのイメージでお答えください。

1. 自宅	週	<input type="checkbox"/>	日くらい
2. 祖父母宅や友人・知人宅	週	<input type="checkbox"/>	日くらい
3. 習い事 (ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など)	週	<input type="checkbox"/>	日くらい
4. 児童館 ※	週	<input type="checkbox"/>	日くらい
5. 放課後子ども教室	週	<input type="checkbox"/>	日くらい
6. 学童保育所	週	<input type="checkbox"/>	日くらい
		→	下校時から <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 時まで
7. ファミリー・サポート・センター	週	<input type="checkbox"/>	日くらい
8. その他（公民館、公園など）	週	<input type="checkbox"/>	日くらい

※ 児童館と併設の学童保育所を利用したい場合は「6.」に回答

すべての方に、日ごろの子育てのことについてうかがいます。

問 32 日ごろの子育てについて、どのように感じていますか。(1) (2) のそれぞれについて、当てはまる番号 1 つに○をつけてください。

(2) 子育てに自信が持てなくなることがありますか。

- | | |
|-----------|----------|
| 1. 特にない | 2. たまにある |
| 3. ときどきある | 4. よくある |

問 33 子育てに関して日常悩んでいること、または気になることはありますか。当てはまる番号すべてに○をつけてください。

- | |
|--|
| 1. 子どもの病気や発育・発達・性格行動等、子ども本人に関すること |
| 2. 子ども同士の友だちづきあい(いじめ等を含む)に関すること |
| 3. 子育てにかかる経済的負担に関すること |
| 4. 子どもに与える食事や栄養に関すること |
| 5. 子どもへの教育、接し方、触れ合う時間に関すること |
| 6. 話し相手や相談相手がないこと |
| 7. 仕事や自分のやりたいことが十分できないこと |
| 8. 子育てのストレスがたまって、子どもに手をあげたり、世話をしなかつたりしてしまうこと |
| 9. 配偶者や祖父母と子育てに関して意見が合わないこと |
| 10. 配偶者や祖父母の協力が得られない、得られにくいこと |
| 11. 手伝ってくれる人がいないこと |
| 12. 自分の子育てについて、親族・近隣の人・職場などまわりの見目が気になること |
| 13. 他の子どもの保護者との付き合いに関すること |
| 14. 勤務先で子育てへの理解が得られにくいこと |
| 15. 子育て支援サービスの内容や申し込み方法がわからないこと |
| 16. 保育サービスに利用条件があり、利用できないことがあること |
| 17. その他() |
| 18. 特にない |

問 34 子育てに関する情報をどのように入手していますか。当てはまる番号すべてに○をつけてください。

- | | |
|-----------------------|-------------------------------|
| 1. 配偶者 | 2. その他の親族(親、兄弟姉妹など) |
| 3. 隣近所の人、知人、友人 | 4. 子育てサークルの仲間 |
| 5. 保育園、幼稚園、学校 | 6. 子ども家庭支援センターや子育てひろば |
| 7. 市役所や市の機関 | 8. 市の広報やパンフレット |
| 9. 市のホームページ | 10. SNS(ミクシー、フェイスブック、ツイッターなど) |
| 11. インターネット(9, 10を除く) | 12. テレビ、ラジオ、新聞 |
| 13. 子育て雑誌、育児書 | 14. コミュニティ誌 |
| 15. その他() | 16. 情報の入手先がない |
| 17. 情報の入手手段がわからない | |

携帯電話やインターネットの利用について

問14 あなたは携帯電話かスマートフォンを持っていますか？（○は1つ）

- | | |
|----------|-----------|
| 1. 持っている | 2. 持っていない |
|----------|-----------|

問15-1 あなたは電子メール、ライン、SNS（フェイスブック、グーグルプラスなど）などを使って、他人とやり取りをしていますか。している場合、どんな内容のやりとりをしますか？（あてはまるものすべてに○）

- | | |
|-------------|--------------------------------|
| 1. していない | 4. 悩みや相談ごと |
| 2. 日常や遊びの話題 | 5. その他（ ） |
| 3. 学校のこと | |

ふだんの過ごし方や食事について

問18 あなたは朝ごはんを毎日食べていますか？（○は1つ）

- | | |
|-------------|---------------|
| 1. 毎日食べている | 3. まったく食べていない |
| 2. たまに食べている | |

問19 あなたは誰と夕ごはんを食べてることが多いですか？（○は1つ）

- | | |
|-------------------|--------------------------------|
| 1. 家族そろって食べることが多い | 3. ひとりで食べる人が多い |
| 2. 家族の誰かと食べる人が多い | 4. その他（ ） |

地域での活動について

問24 あなたが体験活動に参加できるとしたらどんな活動に参加してみたいですか？

(あてはまるものすべてに○)

1. 販売など、人と接する仕事をする体験活動
2. イベントを企画して実施する体験活動
3. 老人ホームや介護施設などの福祉施設での体験活動
4. 保育所や児童館などの子育て施設での体験活動
5. 農業の体験活動
6. その他 ()

指針等により示されている計画の記載事項

●市町村行動計画

「次世代育成支援対策推進法」(H29.3)

市町村行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 1 地域における子育ての支援
- 2 母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進
- 3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備
- 4 子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保
- 5 職業生活と家庭生活との両立の推進
- 6 その他

市町村は、行動計画策定指針に即して、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、～略～次世代育成支援対策の実施に関する計画を策定することができる。

「行動計画策定指針」H27.4.1～

計画の策定に当たっては、次に掲げる次世代育成支援対策として重要な施策を踏まえつつ、各市町村の実情に応じた施策をその内容に盛り込むことが必要である。

1 地域における子育ての支援

- ア 地域における子育て支援サービスの充実
- イ 保育サービスの充実
- ウ 子育て支援のネットワークづくり
- エ 子どもの健全育成
- オ 地域における人材養成

2 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進

- ア 切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策
- イ 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実
- ウ 「食育」の推進
- エ 子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくり
- オ 小児医療の充実

3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

- ア 次代の親の育成
- イ 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備
- ウ 家庭や地域の教育力の向上
- エ 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

4 子育てを支援する生活環境の整備

- ア 良質な住宅の確保
- イ 良好な居住環境の確保

- ウ 安全な道路交通環境の整備
- エ 安心して外出できる環境の整備
- オ 安全・安心まちづくりの推進等
- 5 職業生活と家庭生活との両立の推進等**
 - ア 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し
 - イ 仕事と子育ての両立のための基盤整備
- 6 結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援の推進**
- 7 子どもの安全の確保**
 - ア 子どもの交通安全を確保するための活動の推進
 - イ 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進
 - ウ 被害に遭った子どもの保護の推進
- 8 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進**
 - ア 児童虐待防止対策の充実
 - イ 母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進
 - ウ 障害児施策の充実等

●市町村子ども・子育て支援事業計画

「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」(H30.3)

教育・保育及び地域子育て支援事業の現在の利用状況を把握するとともに、保護者に対する利用希望調査等を行い(→アンケートの実施)、量の見込みを設定すること。

1 教育・保育

- ア 提供区域の設定
- イ 各年度における量の見込み
- ウ 提供体制の確保の内容及びその実施時期

2 地域子ども・子育て支援事業

- ア 提供区域の設定
- イ 各年度における量の見込み
- ウ 提供体制の確保の内容及びその実施時期

3 その他

- ア 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容に関する事項
- イ 幼稚園及び保育所から認定こども園への移行に必要な支援その他地域の実情に応じた認定こども園の普及に係る基本的考え方

●母子保健計画

母子保健計画策定指針（H26. 6）

- 1 母子保健計画の前提条件となる地域の状況について記載する。
 - ア 人口動態（出生数、乳児死亡数、人工妊娠中絶率 等）
 - イ 母子の健康状況（乳幼児のむし歯の罹患者数 等）
 - ウ 母子保健サービス提供の状況（状況把握、評価、問題点）
- 2 「健やか親子 21(第 2 次)」で示された課題や指標を基本とし、指標について、地域の母子保健水準や状況に応じた具体的な目標設定をする。
- 3 評価及び見直しのために、次に掲げる事項を記載する。
 - ア 目標等
 - イ 目標を達成するための推進体制及び関係者の責務と役割
 - ウ 目標の達成に要する期間
 - エ 目標を達成するための方策
 - オ 評価及び見直し
 - カ 進捗状況及び評価結果の広報、周知方法

●自立促進計画

母子及び父子並びに寡婦福祉法（H28. 6）

都道府県等は、自立促進計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、母子家庭等及び寡婦の置かれている環境、母子家庭等及び寡婦に対する福祉の措置の利用に関する母子家庭等及び寡婦の意向その他の母子家庭等及び寡婦の事情を勘案するよう努めなければならない。

母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針（H27. 10）

都道府県等及び市等が、自立促進計画を策定する場合には、次に掲げる指針を踏まえ策定することが適当である。

自立促進計画に盛り込むべき施策についての指針

- 1 母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の家庭生活及び職業生活の動向に関する事項
 - 2 母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の生活の安定と向上のため講じようとする施策の基本となるべき事項
- さらに、第 2 の 2. を参考にしつつ、当該都道府県等及び市等が自立促進計画に基づいて実施する各施策の基本目標を記載する。
- 3 福祉サービスの提供、職業能力の向上の支援その他母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の生活の安定と向上のために講ずべき具体的な措置に関する事項

- ①日常生活支援等の子育て支援、生活の場の整備、
 - ②高等職業訓練促進給付金及び自立支援教育訓練給付金等の就業支援策、
 - ③養育費の確保等に関する事項、
 - ④経済的支援策、
 - ⑤関係機関の協力その他
- の各項目について、次に掲げるものを記載する。

①厚生労働大臣が提示した施策

- ア 相談支援体制の整備
- イ 子育て支援
- ウ 生活の場の整備
- エ 就業支援策

②都道府県等及び市等独自の施策

上記①以外で独自で実施する施策

●市町村子ども・若者計画

子ども・若者育成支援推進法（H27.9）

市町村は、子ども・若者育成支援推進大綱（都道府県子ども・若者計画が作成されているときは、子ども・若者育成支援推進大綱及び都道府県子ども・若者計画）を勘案して、当該市町村の区域内における子ども・若者育成支援についての計画を作成するよう努めるものとする。

子ども・若者育成支援推進大綱（H22.7）

1 3つの重点課題

- (1) 子ども・若者が生き生きと、幸せに生きていく力を身につけるための取組
- (2) 困難を有する子ども・若者やその家族を支援する取組
- (3) 地域における多様な担い手の育成

2 子ども・若者等に対する施策の基本的方向

- (1) すべての子ども・若者の健やかな成長を支援する
 - ア 子ども・若者の自己形成支援
 - イ 子ども・若者の社会形成・社会参加支援
 - ウ 子ども・若者の健康と安心の確保
 - エ 若者の職業的自立、就労等支援
- (2) 困難を有する子ども・若者やその家族を支援する
 - ア ニート、ひきこもり、不登校の子ども・若者への支援等
 - イ 障害のある子ども・若者の支援

- ウ 非行・犯罪に陥った子ども・若者の支援等
 - エ 子どもの貧困問題への対応
 - オ 困難を有する子ども・若者の居場所づくり
 - カ 外国人等特に配慮が必要な子ども・若者の支援
 - キ 子ども・若者の被害防止・保護
- (3) 子ども・若者の健やかな成長を社会全体で支えるための環境を整備する
- ア 家庭、学校及び地域の相互の関係の再構築
 - イ 多様な主体による取組の推進
 - ウ 関係機関の機能強化、地域における多様な担い手の育成
 - エ 子育て支援等の充実
 - オ 子ども・若者を取り巻く有害環境等への対応
 - カ 大人社会の在り方の見直し

東京都子供・若者計画（H27.8）

第3章 子供・若者支援施策の具体的な展開

基本方針Ⅰ 全ての子供・若者の健やかな成長と社会的自立を支援

- 1 社会的自立に向けた「基礎」の形成
- 2 社会形成、社会参加できる力の育成
- 3 社会的・職業的自立を支援
- 4 学びの機会の確保

基本方針Ⅱ 社会的自立に困難を有する子供・若者やその家族への支援

- 1 困難な状況ごとの取組
- 2 被害防止と保護

基本方針Ⅲ 子供・若者の健やかな成長を社会全体で支えるための環境整備

- 1 家庭の養育力・教育力の向上
- 2 家庭・地域と一体となった学校の活性化
- 3 子供・若者の育成環境の整備